

執行猶予者保護観察法案
執行猶予者保護観察法
(この法律の目的)

第一条 この法律は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者がその期間中遵守しなければならぬ事項を定めるとともに、保護観察の方法及びその運用の基準等を定めることによつて、保護観察の適正な実施を図り、もつて、保護観察に付された者のすみやかな更生に資することを目的とする。

第二条 保護観察は、本人に本来自助の責任があることを認めてこれを補助援助するとともに、第五条に規定する事項を遵守するように指導監督することによつて行ふものとし、その実施に當つては、同一的に行ふことを避け、本人の年齢、経歴、職業、心身の状態、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を採らなければならない。

(保護観察をつかさどる機関)

第三条 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地(住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所がつかさどる。

(保護観察所開始前の環境調整)

第四条 保護観察所の長は、刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡があつて、その裁判の確定前本人から申

出があつたときは、保護観察の開始を円滑ならしめるため、その者の境遇その他の環境の状態の調整を図ることができ。

第五条 保護観察に付された者は、すみやかに、一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にこれを届け出るほか、保護観察に付されている期間中、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 善行を保持すること。
二 住居を移転し、又は一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

(補導援助)

第六条 補導援助を行うにあつては、公共の衛生福祉その他の施設にあつては、又は必要なる職業の補導、医療、宿所等を得ることを援助し、本人の環境を調整し、その本人が更生するために必要な助言、連絡その他の措置をとるものとする。

2 前項の措置によつては必要な援助が得られないため、本人の更生が妨げられるおそれがある場合には、本人に対し、居住旅費、衣類、食料等を給付し、医療又は宿泊所を供与し、その他更生のために必要な援助を行うことができ。

(指導監督)

第七条 指導監督を行うにあつては、本人の更生の意欲を助長することに努めるとともに、本人が遵

守しなければならない事項範圍内で、その性格、環境、犯罪の動機及び原因等から見て違反のおそれが多いと思われる具体的事項を見出してこれを本人に自覚させた上、その遵守について適切な指示を与える等、本人をして遵守事項を遵守させるために必要な措置をとるものとする。

(保護観察の仮解除)

第八条 刑法第二十五条ノ二第二項の規定による保護観察の仮解除は、本人の保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)が、保護観察所の長の申請に基づき、決定をもつて、するものとする。

2 保護観察の仮解除をした地方委員会は、本人の行状により再び保護観察を行うのを相当と認めるときは、決定をもつて、仮解除の処分を取り消すことができる。

(検査官への申出)

第九条 保護観察所の長は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、刑法第二十六条ノ二第二号の規定により猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、本人の現在地又は最後の住居地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対応する檢察官の檢察官に、書面で、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第三百四十九条第二項に規定する申出をしなければならない。

(呼出、引致)

第十条 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察に付されている

者を呼び出し、質問することができる。

2 保護観察所の長は、左の場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により、保護観察を受けている者を引致させることができる。

一 本人が一定の住居に居住しないとき。
二 本人が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる充分な理由があり、且つ、その者が前項の規定による呼出に應ぜず、又は応じないおそれがあるとき。

3 前項の引致状及び引致については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第四十一条第三項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第七項但書「第四十五条第一項の決定」とあるのは、「第十一条第一項の決定」と読み替へるものとする。

(留置)

第十一条 保護観察所の長は、引致状により引致された者につき、第九条の申出をするために審理を行う必要があると認めるときは、審理を開始する旨の決定をすることができ。

2 前項の決定があつたときは、引致状により引致された者は、引致後十日以内、監獄若しくは少年鑑別所又はその他の適当な施設に留置することができる。但し、その期間中であつても、留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

3 前項の期間内に刑事訴訟法第三百四十九条の請求がなされたとき

は、同項本文の規定にかかわらず、裁判所の決定の告知があるまで、継続して留置することができ。但し、留置の期間は、通じて二十日をこえることができない。

4 刑事訴訟法第三百四十九条の二第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。その決定の告知については、刑事訴訟法による決定の告知の例による。

5 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、その決定が確定するまで、継続して留置することができる。

6 第二項から前項までの規定により留置された日数は、刑の執行猶予が取り消された場合において、は、刑期に算入する。

(審査の請求)

第十二条 地方委員会が行つた保護観察の仮解除の取消処分について不服がある者は、処分の日から三十日以内に、中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を請求することができる。

2 審査の請求は、法務省令の定め方式に従い、書面で行なければならぬ。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。
4 審査会とする審査の手続及び処について、犯罪者予防更生法第五十条及び第五十一条の規定を準用する。
(その他の権限)

第十三条 審査会、地方委員会又は保護観察所の長は、この法律に定めるもののほか、犯罪者予防更生法第十六条第一項から第三項まで、第四十一条の二、第五十五条第一項及び第二項、第五十五条の二から第五十八条まで並びに第六十条第一項及び第二項の規定に準じ、その権限を行使することができ、この場合において、同法第五十五条の二第四項中「第三十四条第二項の規定により本人が居住すべき場所」とあるのは「第五十五条の規定により本人が居け出た住居」と、同法第六十条第一項中「第四十条第二項（第五十三條第二項）において準用する場合を含む。」の規定により支払つた費用」とあるのは「第六条第二項の規定による保護に要した費用」とそれぞれ読み替へるものとする。

2 犯罪者予防更生法第五十五条第三項又は第六十条第三項の規定は、審査会若しくは地方委員会又は保護観察所の長が、前項の規定により、同法第五十五条第一項及び第二項又は第六十条第一項及び第二項の規定に準じてその権限を行使する場合に準用する。

3 審査会、地方委員会又は保護観察所の職員又は職員であつた者は、この法律に定める職務を行うに当り知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、犯罪者予防更生法第五十九条の規定に準じ、証言を拒むことができる。

1 この法律は、刑法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律

第 号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に、刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者について犯罪者予防更生法の規定によつてなされた手続及び処分は、それぞれの法律中の相当規定によつてなされた手続及び処分とみなす。

3 犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第四号を削る。

第三十七條中「住居が定めらな

いときは、現在地とする。」を「住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の住居地若しくは所在地とする。」に改める。

第四十一条第二項第一号中「第三十四条第二項の規定により居住すべき住居」を「一定の住居」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の引致状は、地方委員会又は保護観察所の長の請求により、当該地方委員会又は保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が発する。

第四十五条第一項中「又は保護観察所の長」を削り、「仮出獄の取消又は第四十六條の申出」を「又は仮出獄の取消」に改め、同条第三項中「又は刑の執行を猶予されてゐる者」「又は刑事訴訟法第三百四十九條の請求」及び「又は請求」を削り、「裁判所の決定」を裁判所から決定の通知」に改

め、同条第四項、第五項及び第七項を削り、第六項を第四項とし、第八項を第五項とし、同項中「地方委員会のする」を削る。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第五十五条の二第二項に次の但書を加える。

但し、急速を要する場合に

は、その他の方法によることができる。

4 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「応急の救護」を「救護及び執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第 号）第六條の規定による援護」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、その裁判が確定するまでの者

第四条第四項中「犯罪者予防更生法第四十条第二項の規定により応急の救護」を「犯罪者予防更生法第四十条第二項の規定による救護及び執行猶予者保護観察法第六條第二項の規定による援護」に改める。

第六条第二項中「応急の救護」を「救護又は執行猶予者保護観察法第六條第二項の規定による援護」に、同条第三項中「又は応急の救護」を「救護又は援護」に改める。

5 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正

する。

第一条第三項中「犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二号）第四十一条の下に「又は執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第 号）第十條」を加える。

○三浦政府委員 ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行の外国人登録法第十四条によりますと、外国人が登録証明書の交付、引きかえ交付もしくは再交付を申請するとき、または有効期間が満了した証明書の切りかえを申請するときは、それぞれ必要書類に指紋を押捺しなければならぬ旨規定されております。この規定は、要するに外国人の日本における適法な居住及び身分関係を証する唯一かつ最も基本的な文書である登録証明書が、従来偽造変造されあるいはそのまゝ他の外国人に売買される事例がしばしば発生いたしましたので、これを防止するための効果的な方法として、指紋押捺制度を設けることを意図してゐるのであります。

しかしながら、登録の申請にあたりまして一般外国人に強制的に指紋を押捺せよとすることは、わが国の制度として初めからの試みであるため相当の準備を要し、かつ一般外国人に對してもその制度の趣旨を周知徹底させる必要がありましたので、当初登録法の附則において、これに関する規定の施行につき一年という猶予期間が置かれた次第であります。

ところがその後、この指紋制度に関する一部外国人の誤解が払拭されず、

その施行を強行いたしますときは、當時好転を期待されてゐた日韓兩國の国交調整等に無用な障害を与えるおそれもあると判断いたしましたので、第十五国会に外国人登録法第十四條の規定を施行する猶予期間をさらに一年延期する内容の改正案を提案いたしました。が、たゞ右改正案を上程中の衆議院が解散されたため、とりあえず参議院の緊急集会に上程いたしました。その御裁決をいただき、昭和二十八年三月二十六日法律第二十四号期限等の定めのある法律につき当該期限等を変更するための法律をもつて、右期間を昭和二十八年六月一日まで延期したのであります。

次いで、新しく召集されました第十六国会の御審議を経て、昭和二十八年五月三十日に当初の予定通り、登録法第十四條の規定を施行する猶予期間を二年とする内容の法律第四十二号が公布施行されましたので、登録法第十四條の規定は、法施行の日から二年以内において政令で定める日から施行されるということになつた次第であります。

従いまして、登録法第十四條の規定は、本年四月二十七日以前に政令をもつて施行期日を定めなければならぬわけでありましたが、新規事業として指紋押捺制度を実施するためには、相当多額の財政支出を要しますところ、国家財政の現状にかんがみさらに一年間これを延期することが適當であると考

えられますので、この猶予期間を、この法律施行の日から三年以内と改める必要があり、この法律案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議のほどを願ひます。

次にただいま上程に相なりました刑法の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由を御説明申し上げま

す。
この法律案は、刑法のうち、刑の執行猶予に関する第二十五条ノ二の規定を改正し、初度目の執行猶予者をも保護観察に付し得ることとして、刑政の目的を達成し、犯罪対策に寄与することを根幹とするものでありますが、なおこれに附加して、日本の航空機が国外航空を開始したことに伴い、国外にある日本の航空機内の犯罪についても処罰することができるようになる規定をも含めてございます。

執行猶予者のうち、少年に對しましては、早くからこれを保護観察に付する制度が行われていたが、成人の執行猶予者に對しましては、昨年初めてその一部につき保護観察に付することができるようになったのであります。すなわち昨年の第十六国会は、執行猶予の範囲を拡張するとともに、輕微な犯罪で情状特に憫諒すべき場合は、再度の執行猶予を許してこれを保護観察に付し、初度目の執行猶予者に對しては、必要に応じて保護観察に付することができるようになる趣旨の政府提出の法律案を審議されたのであります。が、諸種の理由のもとに、初度目の執行猶予者を保護観察に付する点を削除し、かつこの点については、予算その他の措置を講じ、適切な法案を準備し、すみやかに国会に提出すべきであるとの附帯決議がなされ、再度の執行猶予者のみを保護観察に付する法律が成立したのであります。

そのため政府は、右の国会の審議の状況にかんがみ、さらに種々検討を加

えた結果、執行猶予者の保護観察は、その成績により実施の必要がないと認められるに至つたときは、仮出獄の例にならぬ、行政官庁の処分をもつてかりに解除することができるようになる

とともに、仮解除の期間中の行為については、再度の執行猶予を除外する規定、及び遵守事項違反を理由として執行猶予を取消す規定を適用しないことにし、かつ遵守事項違反を理由として執行猶予を取消す場合は、情状重しと認められるときに限ることとする等の規定を附加することにして、初度目の執行猶予者をも保護観察に付することができるようなる改正法案を立案するとともに、別に、執行猶予者の保護観察を規定する独立の単行法として、執行猶予者保護観察法案をも同時に御審議をいたさうと準備をいたし、予算については、昭和二十九年年度の予算案において所要の限度において増額を考慮して、この法律案を提出いたした次第であります。

また先にも一言いたしましたように、日本の航空機が国外航空を開始することに相なりましたので、国外にある日本の航空機内の犯罪についての対策が必要と考え、前記のごとく刑法の一部を改正する機会に、国外にある日本船舶内の犯罪と同様に処罰できるように、刑法第一条第二項の規定をも改正しようとするものであります。

なお、附則においては、この法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に犯された罪については、この法律の施行による不利益を掃せしめないようにする経過規定を設け、かつ国外にある日本の航空機内の犯罪についての裁判管轄を明らかにするため、

刑事訴訟法第二条を改正する規定を設けていますのであります。

以上申し上げましたように、犯罪をした者の改善更生のため、できる限りの刑の執行を避けてこれを保護観察に付し、その成績に応じて刑の執行を考慮することが最も必要であると考慮し、この法律案を提出いたした次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

次にただいま上程に相なりました執行猶予者保護観察法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。
この法律案は、その第一条が明記する通りに、「刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者がその期間中遵守しなければならぬ事項を定めるとともに、保護観察の方

法及びその運用の基準等を定めることによつて、保護観察の適正な実施を図り、もつて、保護観察に付された者のすみやかな更生に資することを目的とする」ものであります。別に提出する刑法の一部を改正する法律案と関連し、一体をなすものであります。

保護観察を規定する法律といたしましては、すでに犯罪者予防更生法が施行されており、現在執行猶予とともに保護観察に付する旨の裁判を受けている者は、同法により保護観察を受けているのであります。が、執行猶予者に對し保護観察を付することを創始した第十六国会において、この旨を規定する政府提出の刑法等の一部を改正する法律案を審議した際に、犯罪者予防更生法には、執行猶予者の保護観察については適當でないものがあるから、適切な法案を準備し、すみやかに国会に提

案すべきであるとの附帯決議をせられたのであります。

そのため政府は、右の国会の審議の状況にかんがみ、さらに種々検討を加えた結果、別に提出する刑法の一部を改正する法律案を立案するとともに、執行猶予者の取扱いは、犯罪者予防更生法による少年あるいは仮出獄者等の取扱ひとは區別する必要があると認め、独立の単行法としてこの法律案を提出いたした次第であります。

この法律案におきましては、まず第三条に、保護観察は保護観察所をしてつかさどらしめるものとし、第五条に、保護観察の中核をなす遵守事項を規定し、「保護観察に付された者は、すみやかに、一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にこれを届け出る」ほか、保護観察に付されている期間中、善行を保持し、住居を移転しまたは一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出るものとし、第二条において、「保護観察は、本人に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援助するとともに、第五条に規定する事項を遵守するように指導監督することによつて行ふものとし、その実施にあつては、画一的に行うことを避け、本人の年齢、経歴、職業、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者に最もふさわしい方法を採らなければならない。」とし、第四条において、裁判の確定前であつても、本人から申出があつたときは、確定後における保護観察の開始を円滑ならしめるため、環境の状態の調整をはかることができることとし、執行猶予者の保護観察に適切な規定を設けた

のであります。このほか、刑法の一部を改正する法律案の成立を前提として、保護観察の仮解除並びに仮解除の取消しを、地方更生保護委員会をしてつかさどらしめることとし、かつ、仮解除の取消をする処分についての不服申立てを、中央更生保護審査会に審査せしめることを規定し、さらに、遵守事項違反を理由とする執行猶予の取消につき必要な呼出、引致、留置及び検査官への申出等の手続を規定し、これらの機関のその他の権限については、犯罪者予防更生法に準じて行使できるようにしたのであります。

なお、附則においては、この法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に犯罪者予防更生法に基きなされた手続及び処分をこの法律施行後も有効ならしめる経過規定を設け、また犯罪者予防更生法、更生緊急保護法及び刑事補償法の一部を、本法の制定により必要の限度において改正する規定を設けております。

以上述べましたように、刑の執行猶予者に対する保護観察の実効を収め、刑政の目的を達成し犯罪対策に寄与するため、この法律案を提出いたした次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

○小林委員長 交通事件即決裁判手続法案を議題となし、質疑に入ります。この際お諮りいたしておきます。本案審議中に、最高裁判所当局より本案に關し出席説明したいとの要求があり、また場合には、国会法第七十二条第二項によりこれを承認することにした

たいと存じますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小林委員長 御異議がないものと認め、さようとはからいます。

○佐瀬委員 最近交通事故は全国にわたつて膨大な数に達し、これが犯罪統計として当局の資料にも明確にされておるところであります。交通事故の内訳は、交通法規の違反と、さらにこれによつて個人の生命、財産等に対する侵害という事犯にわけられるわけであり、実体法においてまた手続法において特別の立法を考へなければならぬといふことは当然であり、また最近の欧米各国における立法例においてもその傾向をうかがい知ることができるのであります。この観点から、今回法務省より交通事故事件即決裁判手続法が法案として本国会に提案されたことは、まことに時宜を得たものでありますけれども、この一連の交通事故に対する立法を審議する上におきまして、私どもとしてはさらに考へなければならぬ点が多々あると思つております。今申し上げました立法体系から申しまして、交通事故犯に対する刑罰法規以外の、いわば被害者の救済に対する損害賠償立法といつたようなものも、当然ここに考へ合はれなければならぬと思つております。この点について、まづもつて法務省はいかような見解を持つておるか、伺つておきたいのであります。

○佐瀬委員 司法立法として、刑罰事犯に対する簡易手続は、同時にその反面において被害者の救済という民事立法の裏づけがあつて交通事故犯に対する完全な処理ができるわけであり、片手落ちな立法といふものは、法制度の体系から見ましても、はなはだ体をなさないわけでありまして、この点について十分今後法務省の検討、用意を促したいのであります。

○中村(豊)政府委員 たいに御指摘の交通事故の激増といふことは、われわれも非常に頭を悩ましておるわけであり、それと対策をいたしましては、まず車両の整備、保安検査といふものの強化でございますが、これは道路運送車両法でもつて規律しまして、全国各都道府県に一箇所ないし数箇所、陸運事務所に自動車検査所を置きまして検査をしておるわけであり、また検査をパスして使用の段階に入りまして車に対しては、各所有者に対して整備といふことを厳重に励行してあります。また運転者に対しては、絶えずその技能の向上といふことをはかつておるのでございますが、しかしそのようにしても、自動車の激増に対して道路は狭い、交通量が急にふえたために、事故は不可避的にふえる一方でございます。その点で

一種の社会不安を起しておることは、われわれは非常に残念に思つておる次第でございます。そこでお話の被害者の救済といふ問題でございますが、これは確かにお話のごとく何とか考へなければいけない問題であると思ひます。

○佐瀬委員 ところで事故が起つた場合に、今までの状態では結局加害者である自動車所有者または運転者と被害者との話し合い、話し合いがつかなければ訴訟になつて、これは民事的に解決されておる問題ですが、となく話し合いだけではなかなか長期間かかりまして、もめまして、被害者の救済が十分でないといふ感じがするのであります。つまり被害者の救済について絶えずトラブルが起り、不明朗な泣き寝入りというやうなことも起ることを承知しております。この問題で、運輸省といつたしましては、この問題を迅速的確かつ簡易に処置して、い、しかもきつて明瞭に処置して、事故が起ることを防止しなければいけないけれども、起つてしまつてから先は簡潔に処理すべきである、かように考へるのでございます。そこでその方法としては、最も簡単といひますか、事務的に簡単な方法は、自動車所有者に対して事故から起つた賠償責任を補償するために保険を強制するという方法でございます。これは欧米各国でも相当早くから実行されておるものであります。が、わが国においては、車が少かつたせいもありまして、運賃が少からず行われておりません。そこでぜひそういう制度を確立したいと考えておる次第でございます。その場合に考へられる問題は、賠償責任に限り、損害賠償責任に限り、運送による損害も保険にかけるかどうかといふやうな問題の問題、また損害賠償だけに限つた場合でも、人だけに限るか、物に対しても考へるかどうか、それから自動車については営業用だけにするか、自家用も入れるか、あるいは国の自動車も入れるかといふ車の範囲の問題、また補償する制度として保険一本やりで行くか、あるいはまた自家保険あるいは供託の制度を併用するかどうかといふやうな方法論が問題になるわけであり、また保険としても保険会社だけにするか、あるいは自動車関係者が集まつた保険組合というやうなものも認められるやうな方法で、相互組織で救済するかどうかといふやうな問題はいろ／＼発展して来るわけでございます。またこれを民事法的に見ましても、損害賠償の責任の範囲あるいは責任の推定をどうするか、現在の民法の大原則だけで処理していいか、場合によつては準証責任を転換させるべきかといふやうな、民事立法的にもいろいろ議論があるところであります。そのやうなことを実は運輸省としては相当前から研究しておりますし、外国の立法例も参照しまして、考へ方を練つておるわけでございます。そこでその成案を得ましたならば、特に関係の深い法務省、また保険としては大蔵省の関係、こつちのところに御相談した上で立案したい、かように考へておるのでございますが、今は主として大蔵省との関係で、考へ方に多少隔たりがあるのですから、それを調整した上で、できましてからの国会に上程したいものだと考へておるわけでございます。

○佐瀬委員 私も年来交通事故の対策として、また立法的には、さうなものがあつてしかるべきであるといふことを主張して来ている一人であり、また、たいに中村局長の構想を伺つて、ある程度わが意を得た感もするのがあります。ただお話の中にもあつたやうであります。交通事故の責任の有無あるいは責任の程度といふものを、いかにその立法において取扱うか、民法の一般原則として、民事裁判所等によつて確定されたものに対する責任補償、保険制度といふやうに持つて行くか、あるいは責任問題にまで入つて、しこつとしてその賠償責任を果す上の保険制度といふやうに、これを合

一した立法に持つて行くかどうか、かなりこれは法律体系の上から見ておろし問題があるのではないと思つておるわけであります。この機会にもう一ぺんその点に対する構想と、それからなおこれに対する法務省の意見をあわせて伺いたい。

○中村(豊)政府委員 民法及び一部商法の保険関係の規定について、原則の例外を認めていただいた方がいじやないかと考へている点が数点ござい

ます。それは主として被害者の利益を保護するためにといふ見地からでございます。そのやうな点について法務省の方に、事務的に非公式にはいろいろ御意見を伺つておりますけれども、まだ正式には案を御相談してないわけでございます。ただ問題は、そういう制度ができましてからも、民事責任の所在あるいはその責任額、賠償額といふものは、これは訴訟によるのが当然だらうと思ひます。その訴訟の制度になれば、一般の訴訟の制度によるのが当然だと思つておるわけですが、できましてからは訴訟まで行かずに、大

賠償額がある程度形式的にきめられれば、それによつてそれこそ事務的に処理してしまふことも少くもあつたのであります。ところが、少し話ですが、たとえば、外国では、変な話ですが、たとえ一本折つた場合には幾らとか、足一本幾らとかいうようなことをきめてある法制度もあるようですけれども、それはどうもわが国では、その被害者の社会的な地位とか立場とかいうことを考えると、どの人も一本幾らということも言えませんから、そういう形式的な額をきめるということではなしに、やはり賠償額は訴訟によつてきめて行く、あるいは訴訟まで行かなくて、示談で行けばなおかつこうですが、そういうことにして、その確定した額を保障でもつて迅速に処理して行く、こういうふうな考へております。

○下牧説明員 お尋ねの問題は民事局の所管でございまして、私の方からお答えすべき限りではないと存じますけれども、御趣旨もつともこの点がございまして、民事局の方によく御意向を伝えたいと思ひます。それでこの法律は、そういう交通事故を起したという事件を対象とするものではございまして、その前の、ほんとうの形式的な道路交通取締法、それに基く命令の違反だけを取上げ、しかも体刑になるようなのは取上げないということにいたしました。事故を起したような、刑法犯になるようなものは、この法律から対象外として除いてございまして、その頭で、とにかくたくさんある比較的輕微な事件を、簡単に処理したいというのがこの法律の目的でございまして、よく承知いたしておるのであります。

が、なお関連いたしますので、この機会に補足的に若干お尋ねしておきたいのであります。交通違反は、起きてからの処置ももちろん重要でありますけれども、その予防こそ最も交通秩序を確立し、交通経済を安全ならしめる上において、また社会不安を除く上において緊要であらうと考へるのであります。そこで交通事故の予防という見地から、政府においてもまずもつて対策を考えられてしかるべきだと思ひのであります。先ほど自動車局長のお話によると、車体検査、整備等においては、私どもと同時に運転者の素質あるいは適格性というものを、強く考へなければならぬのじやないかと考へております。お尋ねの本法案が通過すれば、その被告となる者については、はたして交通違反を起さないような適性を持つておつたか、あるいはまたしつちゆう事犯を反復するような素質の具有者であるかどうかというようなことを同時に考へなければならぬと思ひます。それによつてまたこの処分の種類あるいは程度というものも考へていかなければならぬか、本法案の刑罰及び付随の処分ということに關連してそういうことまで考へ及んでいいのではないかと考へるのではありません。そこでまずもつて適性考査という点についていかうな考へがめぐらされておるかどうかということについて政府当局の、あるいはこれは警察関係の主管になるかもしれません。が、しかし關連ある当局としてのこの点に対する見解を承つておきたいと思ひます。

○下牧説明員 お尋ねの問題は主として警察の所管になると存じますが、私どもの承知している限りにおいて申し上げてみたいと思ひます。資料いたしまして今手元にございまして、警視庁で実施したものでございまして、昭和二十七年の十月から本年の二月までに事故を起した運転者につきまして身体及び心理検査を実施したてしております。その数が三百七十九名という数字になつております。それで検査の方法は、警視庁の品川自動車免許試験場、あそこにおきましてこまかい身体検査の方法、それから心理検査の方法をとつておる。身体検査におきましては、特に視力と弁色力、四肢の運動、動作が非常に緩慢であるか敏速であるか、そういう点をいろいろこまかい方法でテストしておるわけでありまして、それから心理検査というものは、これは何か非常にむずかしいやり方です。それによつてお尋ねの、詳細なことは存じませんが、いろいろな方法で答えを出してみても、それがマイナス何点とかプラス何点ということでは点数を計算して結論を出すようではございまして、その検査の結果を見ますと、全体で、身体の関係と心理の関係において欠陥者が三百七十九名のうち二百四十名ございまして、六三・三%という数字になつております。それを別々に申し上げますと、視力だけによつて不合格になる者が約九%、制動動作、動作が非常に緩慢であつてそれがうまうま行かない、そういう欠陥に基いて不合格と認められる者が二〇%、それから心理だけの検査の結果不合格になる者が一〇%あり、その他視力と制動とそういうものがいろいろかみ合つた關係で不合格になるといううな数字が出ておりますので、これからみますと、どうしても運転者の最初の検査が非常に大事になつて参ります。その方面に警察の方からも十分力を注いで、また科学的な研究もいたしておる模様でございまして、いずれまた詳細なことを聞きまして御返答いたします。ただいま申し上げたような状況でございまして、

○佐瀬委員 次に違反予防の方から見ても、また事故災害の予防の見地からして、交通標識の完備ということがきわめて重要であらうと思ひのであります。これはいづれの所管かわかりませんが、欧米の市街地を歩いて見ても、交通標識が非常に完備しておるために、交通事故が非常に予防されておるという実績を私も見て参つておるものであります。道路の整備と相まつて、交通標識の完備というものを要望しておるものであります。これに対する運輸省等における対策を承つてみたいと思ひます。

○中村(豊)政府委員 道路標識、交通標識の所管は運輸省でございまして、道路に關しては建設省、交通関係は國家公安委員會じやないかと思ひます。ただ私どもの方も非常に關心を持つておりますので、そのようなものの整備や形式のつくり方については、絶えずそのような關係の官庁に要望しまして御相談には乗つておるようなわけでございます。

○佐瀬委員 私どももまたその財源についても考へなければならぬと思ひのであります。最近交通の科学化という意味から、たとえばガソリン税は目的税にして、それを道路の開闢整備に充てる、また私ども現在考へてお

るのは通行税、汽車等における通行税をやはり目的税にして、たとえば国鉄の近代化、電化等にこれを充てたらどうかというふうないろいろその進歩的対策の財源を考へなければならぬと思ひのであります。この道路標識あるいは交通標識を整備するための財源として、私どもしるうとでありまして、あるいは運輸省たる者の受驗料あるいはまた自動車のナンバーの代金というか、何かそういうふうな自動車にナンバーをつける場合に払う手数料とか、そういうものをこつたう財源に充てなければ、實際的に解決が得られるのではないかと考へておるものであります。そういう受驗料とかあるいはナンバーの料金とかいうものは、一体どういう程度の額に達し、またそれがどういうふうに使われておるのか、その用途等についても、この機会に御説明願つておきたいと思ひます。

○中村(豊)政府委員 道路標識、交通標識の方は、そちらの方から御答弁があると思ひますが、今の車のナンバーの交付手数料は登録の手数料も合せまして年額大抵二億四千万くらいあります。そしてそれは主として車両検査場の施設、それからそこに働いておる職員の手給、給料、事務費というものに充てておるわけでございます。目的税ではございませぬけれども、車両の整備には役立つておる次第でございまして、

○下牧説明員 受驗料の方でございまして、いよいよ手数料でございまして、これはもう大した額じやございませぬで、一般に四百五十円とか三百円、二百円、安い場合百円、この程度で実施しているようでございます。

○佐瀬委員 その収入は全国でどのくらいですか。

○下牧説明員 各自自治体の公安委員会で取扱つて、その後ばら／＼になつてゐるようで、今集計したものはないようでございます。

○佐瀬委員 それはいづれまたその主管者についてたゞしておきたいと思ひます。

この法案の内容に入る前にもう一点承つておきたいと思ひのであります。簡易手続で事犯を処理することは、まことにけつ／＼であります。ところがわれ／＼の最も憂慮する点は、簡易裁判なるがゆゑに、ともすると法的知識の乏しい被告は、實際はそう事犯を犯しておるのじやないのだ、しかしたゞたが裁判所、検察庁に呼び出されるのはめんど／＼である、時間その他不経済きわまりないというやうなことから、安易な考えでもつて妥協して、簡易手続で裁判を済ませるというやうな氣風がこの制度によつて助長されはしないか。いわば裁判が横行するということ、これは、裁判そのものの權威を傷つけ、やがて司法精神の一角がくずれるのではないかと、これをひそかに心配するのであります。大体が連転手というまだ知的水準の低い人たちが対象であります。ゆゑに、そういうたやうなことが横行するといふことになりますと、かつて統制犯罪が非常に激増し、その被告が社会にあふれたため縮法に対する感覚が非常に鈍つたといふことが、今日社会秩序を乱す大きな原因になつてゐる、犯罪心理学の上からもそういうことが実証されておるといふやうなところから見まして、新制

度をつくる場合にはよほどそれらの点を考えなければならぬのであります。そこでこの法案においても、そういう点がいかに考えられた上にかく立法されたか、これに対する御見解を承つておきたいと思ひます。

○下牧説明員 ごもつともな点でございます。私どもも一番それをおそれたわけでございます。そこで現在交通事件はほとんど略式命令の手続で処理されております。その略式命令の場合に正式裁判の申立てをしたものと、それから裁判所において略式手続相当な場合、この分を統計によつて調べてみますと、その数字は大体〇・一％、千人に一人といふことになつております。そこで形の上では不服申立率が非常に少い。しかしながらそれだからといつて、今お尋ねがございましたやうに、何となく不満だけれども、非常に金もかかるし、それから手数もかかるので、まあ／＼がまんしておこうという事例がないとは言えないと存じます。その点につきましても、まず今度の手続におきましても、略式手続におけると同様に、簡易手続といふものはどういうものかといふことを十分理解させる措置を講じておる。これは法案の第四條第二項にその趣旨が出ておる。それからそのほかに正式の手続でもやれるし、即決裁判の手続でもやれる、こういうことを説明いたしまして、そうしてこの即決裁判手続によることを檢察官が確かめられます。ただ略式の場合には同意書と申しますか、異議のない旨の書面を取付けております

が、この簡易手続におきましては、非常に手続を簡単にいたしましたかわりに、裁判官が直接本人を目の前に置いて事件を調べるというかつこうにいたしましたので、本人は必ず一旦裁判官の前に出ることにあります。そこでそういう書面をとつておらなくても裁判官の前で異議を申し述べれば、いつでも正式の手続に引直さざるを得ない。その趣旨が法案の第三條の第三項の「即決裁判は、即決裁判手続によることにする」といふことができない。といふことでその点を明らかにしておるわけでございます。

○佐瀬委員 この点を厳に警戒する意味から見ましても、まずこの交通事犯に対する檢察官が慎重でなければならぬと考へております。簡易に処理できるがゆゑにといふ安易な考へで、街頭に

しば／＼見受けるやうに、警察官なりあるいは檢察官が小さな、また理由のなさきやうなことをとらえて、ただちに違反であるといふやうにこれを摘発あるいは起訴するといふことも考えられるのであります。そこでこの点はあえて交通事犯には限りませうけれども、檢察官の職務を遂行するのにその人を得なければならぬ、かように私どもは考へております。そこでこの機会に簡單に承つておきたいのは、そういう檢察官の適性といふものに対する、たとえは審議会とかあるいはその運用の手続とか、そういうものについていかに當局は考へられておるか、この点も承つておきたいと思ひのであります。

○下牧説明員 檢察官の適格審査につきましては適格審査会といふのがございしますが、これはよほどのミスとか何かがなければ動かない。普通のやうな交通事犯については、特にその適格を審査するといふ機關はございませぬ。ただ事件が非常に簡單な事件であつても、形式的に流れるといふのがわれ／＼として注意しなければならぬところであらうかと存じます。その点につきましても、二處檢察庁内部におきまして、大體の標準をきめまして、それから必ず起訴する場合におきましてはそれを上司が決裁いたしましたして、そうして特別の事由のあるものは許しておる。と申しますのは、その点も私も心配いたしまして、いろ／＼実例について調べてみたのでございます。ところが一つ例をあげてみますれば、無免許運転にいたしまして、通常交通の頻繁な場所、そして屋間に無免許運転をしておるといふやうなものは、これは起

訴いたしておりますけれども、朝五時三十分ごろやつた、しかも非常に閑散な場所、何らの事故もなかつた、場合によつては練習のために無免許でやつていまして、そして免許を持つておる者が横へ乗つておるといふやうな事例がございします。そういうものは大體起訴猶予にして實質的に処理しております。それから酔酩酊運転にいたしまして、酒の飲みぐあいを機械ではかりまして、酩酊度の非常に低いやうなもの、これはやはり起訴猶予処分といふことになつております。それから速度違反にいたしまして、著しく制限速度を超過しておるといふのは起訴いたしておりますけれども、五キロとか、ほんのわずかに何して、しかもそこが交通の頻繁な場所でないといふ場合には、それは具体的に検討してやつておる。大體私どもの見ましたところではこの処理は適正に行つておる、かやうに考へております。それから警察が事件を檢舉いたしましたして檢察庁に送致いたしますにつきましても、輕微な違反は一回ですぐ送致するといふやうなこととはいたしておりませぬ。それが二回重なり、三回重なりといふところで初めてこれを送致するといふやうなことをいたしておりますので、まあ／＼事柄が小さいだけにあるいはこんなやうなことといふ感なきにしもあらずといふやうな場合もあると存じますけれども、大體の大きな傾向においては、おむねいいのじやないか、かやうに考へております。

○佐瀬委員 国によつては交通裁判所という特殊な裁判制度も設けておるくらいであります。そこで法案を機会に、今申し上げました檢察及び裁判等

ついて、現行制度の範囲内における問題ではありますけれども、特別にその専門化をはかつて、特殊な技能を持つておつて、こういう違反に対して理解力のある檢察官あるいは裁判官を特に當てるというような考えをお持ちになつておるかどうかが伺つておきたいと思ひます。

○下牧説明員 現在のところ自動車とか、それから機械の構造に対する特殊の専門的知識がなければ、事件を取扱わせないというほどきつゆくつには考えておりません。ただ業務上過失傷害の自動車事故の事件にしましても、こういう交通取締りの事件にしましても、ある程度専門的なことを知りませんとももちろん処理できかねるので、常識でやれる程度のこととは各検察官を訓練いたしましたして、またそれができる者でなければ、こういう事件は取扱わせ

○佐瀬委員 いずれ逐条的な質疑は他の同僚諸君が繰返されると思いますが、私はごく重点的になお二、三の点について承つておきたいと思ひます。

これは第二条で事物管轄の範圍が限定されているようであります。道路交通取締法違反だけがこの裁判手續によるということのようでありますが、多くの場合交通法規違反は同時にあるいは業務上過失致死傷罪というような刑法犯等を伴う場合が多いと思うのでありますけれども、そういうものはすべて除外する趣旨でありましようか。もしこれが別々に分離されて処罰されるということになると、二度裁判と刑罰を受けなければならぬということとで、被告人には結果的に見ると不利になるのではないかと、そういう場合はやはり併合罪として合一して裁判するといふうにして、従つてこの略式命令は適格性を持つていないということとで常にそれは公判請求ということに相なるのか、この法の運用の上における見通しを伺つておきたいと思ひます。

○下牧説明員 お尋ねの過失救死傷を伴う刑法犯は、この法律にはとも乗らないという頭でできております。それは同じ交通事故でございますも、たとえばわれ／＼若いころから言われておつたのですが、この過失事件を処理できるようになれば一人前だと言われるくらいで、非常にむずかしい事件でございますして、そういうものを簡単な手続に乗せることは適当じやないといふことで、刑法犯は全部除きました。それから道路交通取締法及びそれに基づく命令のほかにはやはり道路運送法違反あるいは道路運送車両法違反といふいろいろ交通に関連する事件もございますけれども、とにかく新しい試みでございますので、範圍を特に多いこれらの事件だけに限りまして、その他の交通に関する事件もこれを除外い

たしました。この運用を見て、それがよければある程度そういうものを含められるということとは将来考えられるかともも存じますけれども、一応ここから除外したいというわけでございます。

○佐藤委員　そういう場合はこの第二条に規定された交通事件だけを分離して、この手続によるということも絶対いささないという趣旨に相なるのでありましょうか。

○下牧説明員　理論的には分離不可能
ということにはならないと存じます。
ただ業務上たとえは無免許運転をいた
しまして事故を起した、そしていつも
そういう無免許をやつているというよ
うな状況だと、これは業務上過失傷害
と無免許運転とが両方成立いたします
す。そういう場合業務上過失傷害と無
免許運転を一緒にやる場合は必ず併合
罪として処理いたしております、二

んし、また将来もそういうことはない
ということを申し上げていいと存じま
す。

○佐瀬委員 この新制度ができれば、この交通事件に関する限り、略式命令による必要性はなくなるのじやないか。むしろこの即決裁判手続によつた方が、内容的に見ても職権主義がある上、程度認められて、当事者の納得する上、うな託調護もできるようでありますから、むしろこれを一元化して、公判か即決かというふうに行かれた方が、非常に明快であるばかりでなく、事物の性格に合うような制度だと考えるののであります。これを併存させてやる理由はどこにあるのでありましようか。

○下牧説明員 私どもは、この手続は略式を簡單にするかわりに、一つ丁寧にした点もございまして、そう悪い思ひつきじやないと思存しております。ただ、何分新しい試みでございますので、どういうふうな動きをするかという点はやはり確かめた上で、略式手続との関連を考へてみたら、こういう意味で、一応これを併存せしめたというのが、親念的な問題として一点。それから實際問題といたしまして、これを理想的に実施いたしますためには、ある程度裁判官の増員も考へてみなければいかぬと思ひます。それから庁舎ですが、警察が調べる場所と、檢察官が調べる場所、裁判官の裁判する法廷、これがほとんど隣合つていくくらいに設備が理想的でございまして、流れ作業的に行くのがいいのでありますけれども、その場合に、すぐそいう設備ができるかと申しますと、やはり予算の関係もございまして、ある程度の制

約がある。そこで何かやり繰りしなければいけない。特に裁判官が不足いたしておりますところに、あまりたくさん事件が起りましたも、とうていはけ切れません。そこで裁判官もできるだけ協力していただくように話し合いはついでおりますが、それができる限度において、この手続を送り込むことを檢察庁は考えなければいけないという実弊問題はございます。裁判官も、なれずとだん／＼一日に百件、百二十件とすることにもなると存じますけれども、最初のうちは、なか／＼そう理想的には参らないと思ひます。そういう関係があります。

官の面前に出たり、そういうことをするのはいやで、とにかく黙つて書面だけでこつさりやつてもらいたいというように希望する場合もなしとは限らない。それらの点を考慮いたしまして、一応これを併存せしめて、この実績を見た上でその後のことは考えてみる、かように考えておるわけでありす。

○佐藤委員 次につづてみたい点か
今の答弁である程度判明いたしたので、
あります。第八条であります。公
開の法廷でこの簡易手続による裁判が
行われるようであります。この公開の
法廷というのは、一体全国的に見てど
ういうふうな配置になるのか。もちろ
ん既設の裁判所もどこか利用されるこ
とになると思いますが、予算の関係も
あり、人員の関係もあるようでありま
す。これに対する見直しはどうであ
りますか。

○下牧説明員 現在のところは、現在
ございます簡易裁判所の構内を考えて

おるわけでありませう。最高裁判所が、この法廷として、たとえ警察署の建物なんかを指定いたしますれば、そこには法廷ということになると存じますけれども、そういう指定は、今のところ行われる見込みは非常に少ないのじやないか、かように考えております。そこで、大體いなかの裁判所でしたら、特に設備をいたしませんでも何とかまかなつて行けるのじやないか。問題は東京とか大阪といった大都會であります。東京地裁管内で簡易裁判所が十五ございますけれども、そのうち問題になりそうなのは、やはり二、三の程度で、あとは現在の建物でもまかなえそうな状況に、今のところ見ておるわけでございます。その点の予算的な手当はまだいたしてございませぬけれども、最高裁判所の方で、その点の予算措置を講ずべく、今考慮中ということをお承つております。なお最高裁判所の刑事局長がお見えになつておりますから、その方からお答えを願います。

○江里口最高裁判所説明員 今の点にお答えいたしますが、この手続は、警察の取調べ、検事の取調べを終つて、ただちに同日裁判所で公開の法廷で審理をして、即日罰金あるいは科料も納めて、それで事務の処理を終るということ、非常にけつこうなことであります。特に裁判官が一々被告に面接した上で、その弁解を聞いた上で処理することになつて、非常にけつこうなことを思いますが、裁判官が一々面接をするということになりますと、審理に相当時間もとるのじやないかと思ひます。一件大休十分くらいはかかりますので、大體一日に四十件くらいしかで

きないのじやないかというふうに現在考えております。そういったと、現在の人員ではとうていできない。東京の簡易裁判所では大休十三名くらい、大都市の大阪で三名くらい、そのほかで一名くらい、簡易裁判所の判事を十七、八人は増員していただかなければちよつとお引受けいたしかねます。それから法廷もそれだけの設備が必要のように思ふのであります。非常にけつこうな案であります。そういう予算的な措置の裏づけがなければちよつとできないのじやないか、かように考へるものであります。ただいま大蔵省の方にもこれを折衝中でありませう。この法案を通していただくに際しましては、法務委員会の方からも、大蔵省の方にさういふ予算的な措置を講じていただくように、お口添えなり応援をしていただければ非常に幸ひだと思つております。

○小林委員長 その予算の内容は今説明できませんか。

○江里口最高裁判所説明員 この手続によりますと、略式命令を審いたりあるいは送達したりあるいは記録を整理したりというやうな手数が省けまして、書記官、雇の方の手数はほとんど省けると思ふのであります。ただ法廷に立ち合ふという点で、やはり書記官も必要と思ひますが、今の時節でありますから、書記官、雇は現在のままでやりくりをいたすのであります。裁判官と法廷はどうしても必要のようと思つて、この点大蔵省と折衝中でありませう。

○佐瀬委員 その予算の総額は大休どのくらいになつておりますか。

○江里口最高裁判所説明員 今その裁判官の増員と法廷の方について、まだ予算的な点を今こでお答えできる資料を持つておりませんので、その点十分調査いたしてまた申し上げたいと思ひます。

○佐瀬委員 第三条の問題であります。これは「五万円以下の罰金又は科料を科することが出来る。」また「その他附随の処分をすることが出来る。」とされております。ある程度これは手続法でありませうけれども、実体法に觸れた規定になれておりますが、「五万円以下の罰金又は科料」とされた理由、それから「その他附随の処分」という意味は何であるかということをお案者から説明していただきた。

○下牧説明員 もと／＼この法律は略式でやる、その略式の簡便、やり方を直接裁判官が被告にあたつた上でやる、こういう頭でございませうので、この「五万円以下の罰金」ということで五万円を切つたのも略式命令に合せただけのことであります。略式以上のことをするというのは、やはりこれは実績を見たと考へせんと、すぐそこまで踏み切つていかうかというところ、またたく略式手続をたゞ口頭化したという頭でこの法律をつくつたものであります。そういう意味で五万円というところから、そういう意味で五万円といたしたのであります。附随処分といふことも、これは略式手続にある通りそれを書いて参りましたので、この場合では後に仮納付の規定を置きましてけれども、仮納付なんかも付随の処分としてするといふふうにこゝではつきりしたわけでありませう。

○佐瀬委員 これは同警察からも警察交通課長がお見えになつたやうであります。

すから承つておきたいのですが、この交通事犯に対する行政処分として業務停止と申しましようか、免許剥奪といふやうなものがあるやうであります。これは現在どういふふうに運用されておるか、その実態について概略を御説明願ひたいと思ひます。

○後藤田説明員 お答えいたします。行政処分につきましては、御承知の通り道路交通取締法の第九條におきまして、交通事故を起した場合、それから不具癡疾になつた場合、その他特別事由のある場合に免許の取消し、または停止及びその他必要な処分、こういうことになつておりました。必要な処分と申しますのは、現在では、講習処分といふのは五日以内の講習処分、これは当該運転者が少し法令の知識が足らぬのではないかと、あるいは免状は持つてゐるが運転技能がどうも不十分だ、こういうふうな認められた場合に、五日以内の講習その他必要な処分、こういうことでやつております。その処分の具体的な基準につきましては、実は昨年の十二月までは具体的に法令によつて基準を定めて行つたということになつて、行政措置で昔の警保局長通牒がございまして、その流れを受けて難い国體になりました。ございまして、一応の行政庁の内部の基準をきめまして、それに基づいて処分をきめ、こういうことでございませう。ただこれではいかにも行政処分といふのが運転者にとりましては相当重大な処分でございますので、行政庁内部のやうな扱いだけでやるのは不適當であるといふことで、前国会で取消し及び各公安委員会が定める期間以上の停止

処分、これは職權に付する、こういう立法ができたわけでありませうが、それの施行令等を書くときにあわせまして、基準については総理府令できめようといふことを私どもの方で考へました。一応行政処分の基準は総理府令によつて定めて、それに従ひまして、従来のように警察管内の処分と自治管内の処分が、その処分の量定が違つたといふやうなことは――昨年の暮れ以来行つており、それに従つて一応基準を定めて処分をする。なお今申しましたやうに取消し処分と一定の期間以上の停止、一定期間といふのは公安委員会が各地々の実情が違ひますので、それによつて公安委員会が一応まかせられておるわけでありませう。通常二箇月ないし三箇月以上の停止処分といふことに全国の状況がなつておるやうであります。それ以上の停止処分は、これは職權を聞いた上で、本人の陳述を聞いて、その上で公安委員会が適當と思ふ処分をするわけでありませう。こういうことによつて現在職權をいたしておりましたが、何分昨年の暮れに發足したばかりでございますので、職權の諸般の実情については詳しい点はまだ私の方にもわかつていないのであります。大體さういふ基準に従ひまして、さういふ手続で処分をする、なお職權にかからない事案につきましては、これは事件が起りますと署長の方で事件を調べた結果、これはどうも行政処分にしてもらなければ困るといふ事案につきましては、これが署長から隊長を通じて、公安委員会の方に処分要請がございまして、それに従つて公安委員会が協議をいたした上で処分を量定をきめてやる、こ

うことでございます。

○佐瀬委員 そういう行政処分に対して、不服な運転者なり行政訴訟を起すというふうな事例はないでしょうか。

取消しとか業務停止とか、そういうふうな処分を同時にするという点へ一元化した立法をすることを考えてみてもいいではないか。これは私一個の考えでございしますが、これに対する法務局と警察当局のお考えをこの際伺つておきたいと思ひます。

○後藤田説明員 うんと昔のことは私もよく承知いたしておりますが、最近この数年間に起りました事案をいたしましては三件でございます。非常にパ一センテージで申しますとこれは問題にならない程度の数でございますが、そこにまた考えようによりますれば若干問題はあるかと思ひますが、今までは三件で一件は静岡県にありまして、いま一件は新潟、いま一件は福島であります。そのうち新潟県のはまだ最終的にはきまつておりません。福島県の事件の方は略式できまつたのであります。争ひの結果事件は無罪になりました。行政処分の方は有効であるといふことで、高裁の判決があつたようでありまして、これもたしか最高裁にあらずかつておるのではないかと思ひます。それから静岡県の方の事件は原告破棄ということで、大休今までのおもな事件は三件であります。

○下牧説明員 行政処分と司法処分が、おの／＼食い違ふというところは、これは確かにまずいことだらうと思ひます。ただその制度の目的から言いますと、基本的には司法処分と行政処分は、おの／＼目的が違ひますので、おの／＼の別途の筋であつていいというところにならうかと存じます。そこでこの手続ができておつたのが、今度は司法処分の方先結出るのであるのはなからうか。そうするとその先に司法処分の結論を行政処分の方で尊重するといふことになつてしまつて、また実際の運用もそうなつて行くのではなからうかと思ひますが、そういうふうになつて行きますればその間の調整ができるのではなからうか。裁判所に司法処分及び行政処分の両方をやらせるというものは、これはただちに判切るのはちよつと問題かと思ひますが、なお研究の余地があるかと思ひますが、少くとも今度の場合は司法処分の方が先になる、そしてその結果を重んじて行政処分が行われるというところにならう、かように考えております。

これはただいまの御質疑のようにおかしいと思ひます。そこで私どもは、これに對しては、従来は司法処分の方が非常に遅れるわけでありまして、そうすると道路交通取締法の目的としております道路交通の安全、危険の防止という面からいへば悪いといふことで司法処分に先行して行政処分をやつておつた。その結果事後になつて司法処分が無罪になつた。しかもその事実が間違つておるといふことでは、これは行政処分としてのもまことに不適当な行政処分であるといふことになりまして、そこで今回この簡易手続法がきまりまして、司法処分の方が早く行われるといふことになりました。行政処分をいたしましては当然この判決の結果を尊重しまして、それに合つたような行政処分を行つて、それに合つたことは、これは当然さういふことにはなつておらぬ、こういうふうな考へております。ただそれを一箇所でやるかどうかといふことになりまして、これまたいろいろな考へがございす。問題があらうかと思ひます。今ここでどういふふうに行ふかといふことを申し上げる段階でないことを非常に残念に思ひますが、御了承を願ひたいと思ひます。

○佐瀬委員 進歩的な刑法では、刑事処分も行政処分もこれを合して、いわゆる保安処分として考へて、合一的な立法化に努めております。たしか日本の刑法改正草案でもそういう傾向はすでに示されておるのであります。これは将来の問題といたしまして、現段階における運営は、今両当局から申されたような考へのもとに適正な措置を願ひたいと思ひます。

午後四時二十五分散会

○佐瀬委員 さういふ行政処分と刑事処分が一致しないというふうな場合に、被告人側から見ると、これは行政処分も刑事処分もないのであつて、同じ当局の処分が相矛盾したといふところに非常な奇異の感を持つことになるであらうと思ひますが、そこで制度的に一步前進させて、こういうふうな簡単に交通事件の処理ができるのであるから、その裁判の段階において、あるいは先ほど御説明のような聴聞会でありますか、そういう関係の意見を聞くことにして、そうしてこの

取消しとか業務停止とか、そういうふうな処分を同時にするという点へ一元化した立法をすることを考えてみてもいいではないか。これは私一個の考えでございしますが、これに対する法務局と警察当局のお考えをこの際伺つておきたいと思ひます。

○後藤田説明員 この問題はやかましう申しますと、行政処分と司法処分といふものはおの／＼それ／＼の機関で別途にやる——これはいろいろで申せばそういうことになると思ひますが、その処分を受ける本人にとりましては、

まだいろいろ質疑したいこともありまして、時間の関係もありますので、私の質疑は一応これをもつて打ち切ります。

○小林委員長 他に御質疑はありますか。他に御質疑がなければ、本日はこの程度にとどめておきます。

次会は明日午前十時より理事会を開き、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和二十九年二月二十七日印刷

昭和二十九年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局